**業務委託仕様書**

１　委託件名

　　地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討業務委託

２　事業目的

　　区内で新たな担い手による事業活動が活発になることにより、きめ細かなサービスの自給自足が進み、青葉区がいつまでも住み続けたいまちになることに資するよう、青葉区内の活動団体や資源を情報収集・分析した上で、起業や活動の実践が進むためにふさわしい支援の仕組みづくりについて調査検討を行う。

３ 業務内容

　　次について調査検討の上、必要な仕組みに関する考察を行う。

(1) 青葉区内の活動団体や既存の仕組みに関する情報収集及び分析

 情報収集にあたっては、活動プロセスの類型も明らかにし、不足する資源を抽出すること。

　　　公的機関の仕組みによる団体支援の状況は、委託実施者から情報提供する。その際、必要に応

　　じ、公的機関へのヒアリングを行うこと。

　　　なお、活動団体とは、地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取組であ

　　　る「コミュニティビジネス」にあたるものや、地縁活動やコミュニティビジネスに類する団体等の複数の団体を

つなぐ役割を果たしている中間支援的団体等を指し、委託者と協議して決定する。

(2) 中間支援的組織による先行事例に関する調査や分析

　　　調査先（例：世田谷コミュニティ財団及び世田谷まちづくりファンド、BABA labほか）は、提

　　案をもとに、委託者と協議して決定すること。

　　　調査にあたっては、団体へのヒアリングの実施等も検討し、委託者の同行等も調整すること。

　　　その他詳細については、提案をもとに、委託者と協議して決定する。

(3) 上記を踏まえてのふさわしい支援の仕組みに関する考察

　　考察にあたっては、横浜市内の空き家の利活用に詳しい専門家の意見のほか、青葉区近郊のコ

　ミュニティ形成に詳しい研究者の意見も踏まえること。

(4) 報告書の作成

　　　年度末までに、一連の委託内容の実施内容及び考察に関する報告書を作成し、委託者に提出すること。

　　　なお、各調査のまとめ方や分析方法については、適宜委託者と協議し決定すること。

４ 委託業務の運営方針

　　　青葉区内の活動団体や既存の仕組みに関する情報収集を行った上で、青葉区で様々な活動が展開されるにあたり必要な要素の抽出や活動の背景にあるニーズを明らかにする。その上で、中間支援的組織による先行事例を調査・分析し、青葉区におけるふさわしい支援の仕組みに関する考察を行う。

５ 業務計画書及び実施報告書の提出

(1) 契約後

委託者と協議のうえで委託業務全体の計画書を作成し、令和２年10月初旬までに提出すること。

（形式：word又はexcel又はpowerpoint形式及びPDFデータにて提出）

(2) 年度末

委託者と協議のうえで委託事業全体の実施報告書を作成し、提出すること。

　　　（形式：印刷物は、データを普通紙で出力し閉じたもの８部及び閉じていないもの２部を、

データは、word又はexcel又はpowerpoint形式及びPDFデータを入れたCD-R２枚を提出）

６ 業務進行上の注意

(1) 当該業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき実施すること。

(2) 契約締結後速やかに着手し、委託業務の進行については委託者に随時報告すること。

(3) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておくこと。

(4) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。

(5) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、委託者と協議して定めること。

７ 特記事項の遵守

業務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

８　著作権

本件の成果物に対する著作権等の権利は、すべて横浜市に帰属するものとし、また、指定するデ

ータ以外のものを使用する際は、著作権の問題が生じないように配慮する。

９ 事業実施期間

　契約日から令和３年３月31日まで